

○周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例

平成 17 年 9 月 26 日

条例第 23 号

改正 平成 25 年 12 月 12 日条例第 74 号

平成 31 年 3 月 26 日条例第 7 号

令和元年 6 月 13 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 本町の豊かな自然と恵まれた環境を生かし、スポーツと野外活動及び健全な保養の場を町内外の人々に提供するとともに、さまざまな地域との交流を図り、もって地域振興に寄与することを目的として周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等(以下「スポーツ施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
周防大島町長浦スポーツ海浜スクエア	周防大島町大字棕野字尾泊 150 番地
周防大島町グリーンステイながうら	周防大島町大字棕野字神泊 1144 番地 1

(施設の種類)

第 3 条 スポーツ施設の種類の種類は、別表第 1 のとおりとする。

(使用期間及び使用時間)

第 4 条 スポーツ施設の使用期間及び施設の使用時間は、別表第 2 のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第 5 条 スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とす

る。

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。
- (1) スポーツ施設の使用が公益に反し、又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 管理上、支障があると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認められるとき。
- 3 町長は、スポーツ施設の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第6条 スポーツ施設を使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を破損し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツ施設の使用を妨げるおそれのある行為で規則で町長が定めるもの

(使用の禁止又は制限)

第7条 町長は、施設等の損壊その他の理由によりスポーツ施設の使用が危険であると認められるとき、又はスポーツ施設に関する工事のためやむを得ないと認められるときは、スポーツ施設を保全し、及び使用する者の危険を防止するため、区域を定めてスポーツ施設の使用を禁止し、又は制限することができる。

(許可の取消し又は使用の停止等)

第8条 町長は、第5条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、使用を停止させ、又は使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し、その許可を取り消し、使用を停止させ、又は使用を制限することができる。
- (1) スポーツ施設の保全又は使用に関し著しい支障が生じたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公益上町長がやむを得ないと認めるとき。
- 3 前2項の規定により許可の取消し、使用の停止又は使用の制限を受けたときの使用者の損失に対して、町は、賠償の責めを負わない。ただし、前項の規定による許可の取消し、使用の停止又は使用の制限を受けた者で、町長がその必要があると認めるものにあつては、その者の損失を賠償することができる。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第3に定める使用料をあらかじめ納めなければならない。ただし、町長が特に納期を定めたとき、又は特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 町長は、別表第3に定めるもののほか、公益上特に必要があると認めるとき、又は特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由によってこれを使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用前にその使用の取りやめ又は変更の申出をし、町長が認めるとき。
- (3) 第8条第2項の規定により、許可の取消し、使用の停止又は使用の制限を受けた者について同条第3項ただし書の規定が適用されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特別な理由があると認めるとき。

(原状回復)

第 12 条 使用者は、スポーツ施設の使用が終わったときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。

2 前項の規定は、第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可の取消し等を受けた場合について準用する。

(損害賠償)

第 13 条 スポーツ施設等を破損し、汚損し、又は紛失した者は、遅滞なく町長に届け出て、町長の指示に従いその損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害は、自らの負担によりこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもって賠償するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償金額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者の管理)

第 14 条 スポーツ施設等の管理は、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年周防大島町条例第 20 号)の規定に基づき、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 15 条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合においては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) スポーツ施設の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) スポーツ施設及びこれに附帯する設備の維持管理に関する業務
- (3) スポーツ施設の設置の目的を効果的に達成するために必要な業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ施設の運営に関する事務のうち、町長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者への規定の適用)

第 16 条 第 14 条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第 4 条中「町長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要が

あると認めるときは、町長の承認を得て」と、第5条から第8条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用料金の収入)

第17条 町長は、スポーツ施設の管理を第14条の規定により指定管理者に行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者にスポーツ施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第9条の規定にかかわらず、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、町長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、スポーツ施設において利用者の見やすい場所に提示しなければならない。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、又は特別な理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により料金を減額し、又は免除するときは町長の承認を得て、行うものとする。

(利用料金の還付)

第19条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりスポーツ施設を利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項

は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(周防大島町長浦スポーツ海浜スクエア条例等の廃止)
- 2 次の掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 周防大島町長浦スポーツ海浜スクエア条例(平成 16 年周防大島町条例第 171 号)
 - (2) 周防大島町グリーンステイながうら条例(平成 16 年周防大島町条例第 172 号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に、前項の規定による廃止前の周防大島町長浦スポーツ海浜スクエア条例又は周防大島町グリーンステイながうら条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 25 年 12 月 12 日条例第 74 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日条例第 7 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 13 日条例第 9 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

施設の種類	施設の種類
1 周防大島町長 浦スポーツ海浜 スクエア	(1) スポーツ施設 ア テニス施設 イ ゲートボール施設 ウ 壁打テニス施設(ゲートボール施設)

		との兼用施設) エ 多目的グラウンド施設 オ アーチェリー施設
	(2) 遊戯施設	ア アドベンチャートレイル施設
	(3) 前各号に掲げる施設以外の施設	
2 周防大島町グリーンステイながうら	(1) スポーツ施設	ア 屋内多目的運動施設 イ ミニサッカー施設 ウ テニス施設 エ ゲートボール施設 オ アーチェリー施設 カ 芝広場
	(2) 遊戯施設	ア マウンテンバイク施設 イ ローラースケート施設
	(3) 宿泊施設等	ア 交流館ログハウス棟施設 イ センターハウス棟施設 ウ トレーラーハウス棟施設
	(4) 研修施設等	ア ビジターセンター研修施設 イ 交流談話施設
	(5) 入浴施設	ア 潮風呂保養施設
	(6) 前各号に掲げる施設以外の施設	

別表第 2(第 4 条関係)

1 長浦スポーツ海浜スクエア施設等使用期間及び使用時間

施設の名称	利用期間及び休日	利用時間等
-------	----------	-------

(スポーツ施設) テニス施設 多目的グラウンド施設	1月1日～12月31日	午前9時～午後9時
ゲートボール施設 壁打ちテニス施設 アーチェリー施設	1月1日～12月31日	午前9時～午後5時
(遊戯施設) アドベンチャートレイル施設	1月1日～12月31日	午前9時～午後5時
その他施設	1月1日～12月31日	午前9時～午後9時
	休日 毎週火曜日 火曜日が祝日に当たる 場合は翌日を休日	

2 グリーンステイながうら施設等使用期間及び使用時間

施設の名称	利用期間及び休日	利用時間等
(スポーツ施設) 屋内多目的運動施設 ミニサッカー施設 テニス施設 ゲートボール施設 アーチェリー施設 芝広場	1月1日～12月31日	午前9時～午後9時
(遊戯施設) マウンテンバイク施設 ローラースケート施設	1月1日～12月31日	午前9時～午後5時
(宿泊施設等) 交流館ログハウス棟宿泊施設	1月1日～12月31日	午後3時～翌朝午前10時

センターハウス棟宿泊施設 トレーラーハウス棟宿泊施設		
交流館ログハウス棟休憩室 センターハウス棟休憩室	1月1日～12月31日	午前10時～午後2時
(研修施設等) ビジターセンター研修施設 ビジターセンター交流談話室	1月1日～12月31日	午前9時～午後9時
(入浴施設等) 潮風呂保養館	4月1日～10月31日	午前10時～午後9時
	11月1日～翌年3月 31日	午前10時～午後8時
	休日 毎週火曜日 火曜日が祝日に当たる 場合は翌日を休日	
その他施設	1月1日～12月31日	午前9時～午後9時

別表第3(第9条、第10条、第17条関係)

1 長浦スポーツ海浜スクエア施設等使用料(消費税及び地方消費税を含む。)

(1) スポーツ施設

ア 多目的グラウンド

区分		単位	料金	町民	一般
入場料その他 これに類する 料金を徴収し ない場合	レクリエーシ ョン及びアマ チュアスポー ツに使用する とき	午前9時か ら正午まで	平日	3,650円	7,250円
			土曜、日 曜、祝日	4,350円	8,700円
		正午から午 後5時まで	平日	6,050円	12,100円
			土曜、日 曜、祝日	7,260円	14,520円
	延長1時間	平日	1,750円	3,500円	

			土曜、日 曜、祝日	2,100 円	4,200 円
	レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するとき	午前 9 時から正午まで	平日	18,150 円	36,300 円
			土曜、日 曜、祝日	21,780 円	43,560 円
		正午から午後 5 時まで	平日	30,250 円	60,500 円
			土曜、日 曜、祝日	36,300 円	72,600 円
		延長 1 時間	平日	8,800 円	17,600 円
			土曜、日 曜、祝日	10,560 円	21,120 円
入場料その他 これに類する 料金を徴収する 場合	レクリエーション及びアマチュアスポーツに使用するとき	午前 9 時から正午まで	平日	7,250 円	14,500 円
			土曜、日 曜、祝日	8,700 円	17,400 円
		正午から午後 5 時まで	平日	12,100 円	24,200 円
			土曜、日 曜、祝日	14,520 円	29,040 円
		延長 1 時間	平日	3,510 円	7,020 円
			土曜、日 曜、祝日	4,210 円	8,430 円
	レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するとき	午前 9 時から正午まで	平日	108,900 円	217,800 円
			土曜、日 曜、祝日	130,680 円	261,360 円
		正午から午後 5 時まで	平日	181,500 円	363,000 円
			土曜、日 曜、祝日	217,800 円	435,600 円
延長 1 時間		平日	52,800 円	105,600 円	

			土曜、日 曜、祝日	63,360 円	126,720 円
備考					
<p>ア 午前 9 時から正午又は正午から午後 5 時まで(以下「通常時間帯」という。)において、午前 9 時から正午までの 3 時間又は正午から午後 5 時までの 5 時間(以下「規定時間」という。)に満たない使用料は、それぞれの通常時間帯における使用料を規定時間で割り戻した 1 時間当たりの使用料に実際に使用した時間を乗じて得た額を徴収する。この場合において、1 時間未満の端数は 1 時間とする。</p> <p>イ 通常時間帯前後の使用料は、表中の延長 1 時間の使用料に実使用時間を乗じて得た額を徴収する。</p> <p>ウ この表における町民とは、町の区域に居住する者で住民基本台帳に記録されている者をいい、一般は、それ以外の者をいう。</p>					

イ 多目的グラウンドを除くスポーツ施設

区分	単位	料金	町民	一般
テニスコート	1 面 1 時間	平日	1,040 円	1,270 円
		土曜、日 曜、祝日	1,270 円	1,480 円
	1 面 1 時間 6 枚回数券		5,280 円	
壁打ちテニスコート	1 人 30 分			100 円
ゲートボールコート	1 面 1 時間		200 円	410 円
アーチェリー射場	1 人 1 時間			200 円
備考				
<p>ア 使用許可時間を超えて使用した時間に 1 時間未満の端数があるとき、又はその時間が 1 時間未満であるときは、その端数の時間は、1 時間として計算する。</p>				

イ 中学生以下の生徒、児童が使用するときは、前記使用料の半額とする。高校生以上の生徒、学生が使用するときは、前記使用料に 0.8 を乗じた金額とする。

ウ この表における町民とは、町の区域に居住する者で住民基本台帳に記録されている者をいい、一般は、それ以外の者をいう。

エ 前記使用料金の適用は、それぞれ最長 3 時間までとする。3 時間を超えて使用するときの使用料金は、単位時間当たりのそれぞれの額が前記使用料金のそれぞれの額を超えない範囲で町長が別に定める額とする。

オ 営利を目的としない催しで、入場料その他これに類する料金を徴収するときは、入場料その他これに類する料金の最高額の 10 倍に相当する額を前記使用料の金額に加算する。

(2) 遊戯施設

区分	単位	料金
アドベンチャートレイル	1 人 1 回	200 円
備考		
ア 小学生未満の幼児は、無料とする。		

(3) 附帯施設

区分	単位	料金
テニスコート照明施設	1 面 1 時間	840 円
多目的グラウンド照明施設	1 時間	3,180 円
放送施設	1 日	840 円

(4) スポーツ用具、器具及び附帯設備

区分	単位	料金
スポーツ用具類		町長が定める額
附帯設備、器具類		町長が定める額

2 グリーンステイながうら施設等使用料(消費税及び地方消費税を含む。)

(1) スポーツ施設

区分	単位	料金	町民	一般
屋内多目的運動場 ミニサッカーコート	半面 2 時間		1,480 円	1,700 円
	延長 1 時間		840 円	940 円
	全面 2 時間		2,980 円	3,410 円
	延長 1 時間		1,700 円	1,910 円
テニスコート	1 面 1 時間	平日	1,040 円	1,270 円
		土曜、日 曜、祝日	1,270 円	1,480 円
	1 面 1 時間 6 枚回数券	5,280 円		
ゲートボールコート	1 面 1 時間		200 円	410 円
アーチェリー射場	1 人 1 時間	200 円		
芝広場	全面 2 時間	2,980 円		
備考				
周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例別表第 3 の 1 長浦スポーツ海浜スクエア施設等使用料(1)スポーツ施設イ多目的グラウンドを除くスポーツ施設備考欄の規定を準用する。				

(2) 遊戯施設

区分	単位	料金
マウンテンバイク	1 台 2 時間 まで	520 円
マウンテンバイクオフロードコース	1 台 2 時間 まで	200 円
ローラースケート	1 人 1 回 1 時間まで	200 円
備考		

ア マウンテンバイク、ローラースケートの使用には、ヘルメット等の防護具の使用料を含む。

イ マウンテンバイクには、コース使用料金を含む。

(3) 宿泊施設等

区分	規模及び内容	単位及び料金
交流館ログハウス棟宿泊室	1棟定員 12人	1人1泊 大人 4,180円 4歳以上中学生まで 3,660円
センターハウス棟宿泊室	洋室・和室 1室定員 5 人	1人1泊 大人 3,660円 4歳以上中学生まで 3,130円
トレーラーハウス棟宿泊室	1台定員 6 人	1人1泊 大人 3,360円 4歳以上中学生まで 2,850円
交流館ログハウス棟休憩室	1棟階下部 屋貸切	洋室・和室 2時間まで 2,080円 (30分増すごとに 520円)
センターハウス棟休憩室	1室部屋貸 切	和室 2時間まで 1,030円 (30分増すごとに 510円)

備考

ア 交流館ログハウス棟宿泊室にあつては、申込みの1単位が6人以上の宿泊の場合に使用を許可するものとする。

イ センターハウス棟宿泊室にあつては、申込みの1単位が3人以上の宿泊の場合に使用を許可するものとする。

ウ トレーラーハウス棟宿泊室にあつては、申込の1単位が3人以上の宿泊料の場合に使用を許可するものとする。

(4) 研修施設等

区分	単位	料金
ビジターセンター研修室	貸切使用 3 時間まで	620 円
ビジターセンター交流談話室	貸切使用 2 時間まで	2,080 円
	30 分増すごとに	520 円
備考		
ア 交流談話室は、1 団体が独占して使用する場合に適用するものとする。		

(5) 入浴施設

区分	単位	料金
潮風呂保養館 大人	中学生以上の者	520 円
	1 町内に住所を有する 65 歳以上の者	410 円
	2 身体障害者手帳の交付を受けている者	
	3 療育手帳の交付を受けている者	
	4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
小人	4 歳以上小学生以下の者	300 円
	1 身体障害者手帳の交付を受けている者	200 円
	2 療育手帳の交付を受けている者	
	3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
3 歳以下の者	無料	
備考		
ア 回数券大人(中学生以上) 11 枚券 5,230 円 回数券大人(町内 65 歳以上、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者) 11 枚券 4,180 円 回数券小人(4 歳以上) 11 枚券 3,130 円		

イ	会員券 1年間 36,660 円
	会員券 半年間 20,950 円
ウ	バスタオルの利用は、1人1回の利用につき、貸出料として別に100円を徴収する。

(6) 附帯施設

区分	単位	料金
屋内多目的運動照明施設	1時間	2,200円
テニスコート照明施設	1面1時間	840円
テニスセンターコート照明施設	1面1時間	1,750円
放送施設	1日	840円

(7) スポーツ用具、器具及び附帯設備

区分	単位	料金
スポーツ用具類		町長が定める額
附帯設備、器具類		町長が定める額

3 営利等に係る行為又はスポーツ施設等の目的外使用

区分	単位	料金
(1) 物品を販売し、又は頒布すること。	1平方メートルにつき 1日	100円
(2) 集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき 1日	3円
(3) 町長が定めるもの		町長が定める額
備考		
<p>ア (2)又は(3)に係る使用で営利又は営利のための宣伝を目的とするものにあつては、前記使用料の3倍に相当する金額とする。</p> <p>(ア) 入場料その他これに類する料金を徴収するときは、入場料その他これに類する料金の最高額の20倍に相当する額を加算する。</p>		

イ 仮設工作物を設置するときは、1 平方メートルにつき 1 日 100 円を加算した金額とする。